**平成２２年（フ）第１９２４号**
堺市東区日置荘西町６丁７番37号
債務者　山脇　義清
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第１９３６号**
堺市南区若松台２丁３番11―203号
債務者　鎌苅　伸二
1　決定年月日時　平成23年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２２年（フ）第７５９号**
盛岡市岩脇町５番16―１号鳴海方
債務者　吉田　一美
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７６０号**
岩手県奥州市胆沢区南都田字塚田250番地
債務者　千田　裕子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７６６号**
盛岡市境田町８番15号　リジェール中嶋13号、旧住所盛岡市前九年三丁目７番１―407号
債務者　児玉まきこ
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７７２号**
盛岡市下太田下川原21番地13
債務者　太田　耕二
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７７５号**
盛岡市津志田中央３丁目３―17　コーポＴＯＭＡ―201号、住民票上の住所盛岡市向中野字細谷地２番地９
債務者　瀬川　愛弓
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第７８０号**
盛岡市湯沢東３丁目５番44号、旧住所盛岡市月が丘１丁目29番50号
債務者　廣瀬　華子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２２年（フ）第１９６号**
福島県会津若松市和田２丁目３番７号
債務者　渡部　礼子（旧姓安西）
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２３年（フ）第１号**
福島県会津若松市和田２丁目３番７号、前住所福島県会津若松市門田町大字御山字村下290番地の６　コヤマハイツＡ棟103号
債務者　渡部　俊次
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２２年（フ）第９０４号**
神奈川県平塚市菫平８番25号　斉藤アパート203号
債務者　福嶋　雄治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

**平成２２年（フ）第９１６号**
大阪府岸和田市八幡町８番89―705号、前住所大阪府岸和田市磯上町１丁目２番１号メゾンドールユキ203号
債務者　岩浅　滋子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１０１６号**
大阪府阪南市尾崎町１丁目24番１号
債務者　阪井　　保
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１０６９号**
大阪府岸和田市岡山町241番地
債務者　山本　恵子
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１０７２号**
大阪府泉大津市条南町７番29号
債務者　山根　省三
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１０７６号**
大阪府阪南市下出162番地の１―302号、前住所大阪府阪南市自然田726番地の12
債務者　横田　義治
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２２年（フ）第１０７７号**
大阪府阪南市下出162番地の１―302号、前住所大阪府阪南市自然田726番地の12
債務者　横田　美恵
1　決定年月日時　平成23年１月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月９日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係